

【連載特集】筆の里工房周辺の整備事業  
～つながる つなげる～ (その7)

☎ [公園について] 都市整備課 ☎820-5608  
☎ [施設について] 産業観光課 ☎820-5602

わずか76年後には、日本の人口が今の半数に減少すると見込まれるなか、“ふるさと熊野”を子や孫に残すために、私たちには今できることがあります。個性豊かな文化を活かした魅力的なまちづくりも、移住する場所、住み続ける場所として人々をまちに惹き付ける大切な取り組みの一つのはずです。熊野町は筆産業とそれにより培われた文化芸術が息づくまちです。このソフトパワーを活かし、この地に住む人々がつながり、まちと文化を未来につなげるため、都市公園と観光交流拠点施設の建設を進めています。今月号では、本町の地域文化の源といえる「筆づくり」の歴史や伝統的工芸品の指定についてひもときます。



◀この連載特集の記事は町ホームページでご覧いただけます

## 熊野筆の歴史

近世までの熊野村には、農閑期の副業として、上方方面（近畿地方）に出稼ぎに赴く習わしがありました。有馬や奈良地方で筆や墨を仕入れて行商をする村民もいたと考えられ、江戸後期になると、筆や墨を上方方面から村に直接仕入れて各地に売りさばく豪商も現れました。

それから数十年の時を経て、若い村人が広島城下の藩御用筆司や有馬の筆司から製法を学び、帰郷して毛筆づくりを始めるとともに、村民にもその技術を伝えました。

このように、“熊野”と“筆”の結びつきは、筆や墨の商いから始まりました。その後、学校教育での書写の必修化や画筆・化粧筆への革新的な応用もあって、全国一の筆産地に発展して、今日に至っています。

**もうひつがん そしよとくの ひ 毛筆元祖頌徳之碑**

井上治平は藩御用筆司から、乙丸常太は有馬で学びました。両名の功績を称え、榊山神社境内に建立されています。

**もうひつがん その ひ 毛筆元祖之碑**

有馬で学んだ佐々木為次の碑です。城之堀地区の宅地内に建立されています。

## 伝統的工芸品の指定

昭和50年に「熊野筆」の名称で通商産業大臣（現・経済産業大臣）から指定されました。広島県内の工芸品の中で初の指定であり、全国の毛筆産業界の先駆けとなりました。



**【伝統的工芸品】**

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき指定されます。原材料や技術・技法が今日まで継承されていて、その持ち味を維持しながらも、日常生活で用いられるように、時代環境や需要に応じておよそ100年間以上にわたり改良がなされてきた工芸品をいいます。

**【伝統工芸士】**

大臣指定の伝統的工芸品製造従事者のうち、高度の技術・技法を保持する技術者として一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が認定します。現在、11人の伝統工芸士が「熊野筆」製造の技術・技法を継承するため、活躍されています。

筆は、書や絵画、工芸品などの制作用具であり、化粧や塗装のほか、調理などに使われる日用品でもあります。

私たちのまちには、こうした“美”を創作する多様な筆の生産や書画芸術にかかわる取り組みなど、伝統的な「筆文化」が息づいています。

町では、この文化資源を活かした、住民主体による新たな地域ブランドづくりを推進しています。

1月号では、観光交流拠点施設を拠点に文化芸術活動を推進するネットワーク「クマノ・クリエイティブ・パレット (KCP)」について紹介します。

# ごみは正しく出しましょう

## ～大掃除で新年を気持ちよく迎えるために～

☎生活環境課 ☎820-5606  
☎環境事務所 ☎854-3813  
安芸クリーンセンター  
☎885-2538

新しい年を気持ちよく迎えるための大掃除。さらに気持ちよく迎えるためにも、正しく分別し、決められた方法で出しましょう。

### 大型ごみを出すときの五箇条 ～しっかり守って、きっちり分別～

- 其一、可燃・埋立・資源・有害ごみのいずれにも該当しないものは大型ごみで出すべし
- 其二、金属とプラスチックなど複数の素材でできているものは大型ごみで出すべし
- 其三、購入時の箱などには入れず、大型ごみだけを出すべし
- 其四、電球・蛍光灯・乾電池などは取り外して出すべし
- 其五、寝具類・カーテン・カーペットは雨の日に出すべからず

※不分別が原因で収集されなかったものは、出した人が責任をもって持ち帰りましょう。

### 不法投棄は犯罪です

- 次の行為は不法投棄です。ごみは正しく出しましょう。
- ▲決められた場所（ごみステーション）以外に廃棄物を捨てること
- ▲正しく分別されていなかったり、収集日以外にごみを出したりすること
- ▲事業所から出るごみ（事業系廃棄物）をごみステーションにだすこと

### 年末年始のごみの取り扱い

日にち	ごみの収集	環境事務所 直接搬入受付時間	安芸クリーンセンター 直接搬入受付時間
12月27日(金)	有 (平常どおり)	9:00～11:30 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:30
12月28日(土)	無	休み	
12月29日(日)		9:00～11:30 13:00～15:00	休み
12月30日(月)	有 (平常どおり)	休み	
12月31日(火)	<b>可燃ごみのみ</b> 呉地、出来庭、川角、貴船、石神、神田、柿迫、東山	休み	
令和7年1月1日(水・祝) ～1月5日(日)	無	休み	
令和7年1月6日(月)	有 (平常どおり)	9:00～11:30 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:30

### 【お詫びと訂正】

- 3月に配布した「令和6年度ごみの正しい出し方」に誤りがありました。
- 【誤植場所】表面右下『熊野町環境事務所へ直接搬入する方法』の受付時間  
(誤) 12月29日(金)、12月30日(土)  
(正) 12月29日(日)、12月30日(月) ※受付時間の変更はありません。

### 【し尿収集について】

年末年始（12月28日(土)～令和7年1月5日(日)）は、し尿の収集業務を中止します。  
☎安芸地区衛生施設管理組合業務課 ☎885-2534